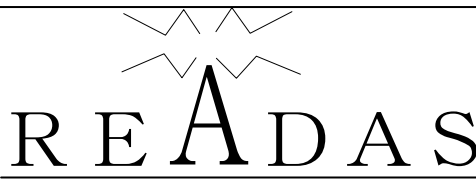


第 5643 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 3日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 社葬費用の取扱い

**Q**：先日、創業者社長が亡くなりました。社葬を検討していますが、税務上はどのような取扱いになりますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

葬式の費用は本来、個人に帰属するものですから、社葬を行う場合、その費用は、原則として遺族が負担すべきものを法人が負担したとして、法人から遺族に対する贈与として取り扱われることになっています。

しかし、法人がその役員や従業員の死亡に伴って社葬を行い、その費用を負担した場合でも、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、その支出した日の属する事業年度で損金の額に算入することができることとされています。

ここでいう「社葬を行うことが社会通念上相当」かどうかは、その死亡した人の生前の法人に対する貢献度、死亡の事情、地位、その法人の規模等を総合的に勘案して判断します。また、「社葬のために通常要すると認められる部分の金額」には、次のようなものが該当します。

- ① 斎場及び祭壇等の使用料
- ② 僧侶に対するお布施
- ③ 参列者や車の整理等に係る費用、案内状などの費用

なお、社葬であっても、明らかに遺族が負担すべき費用は会社の費用とはなりません。

